

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（専門子会社の業務等） 第十条 「略」 「2」4 略」</p> <p>5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（<u>第十一号</u>）に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。 「一」七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一条に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九 九十一 「略」</p> <p>6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定す</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第十条 「同上」 「2」4 同上」</p> <p>5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（<u>第十号</u>）に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。 「一」七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八 八十一 「同上」</p> <p>6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定す</p>

<p>る内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔7～15 略〕</p> <p>16 法第四条第二項の規定は、第五項第十号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>	<p>る内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔7～15 同上〕</p> <p>16 法第四条第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	